



平成 29 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 アキレス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 伊藤 守  
(コード番号：5142 東証第1部)  
問合せ先 取締役CSR・人事総務担当  
兼コンプライアンス本部長 荒木 謙一郎  
(TEL. 03-5338-9200)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続  
および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の当社第 88 回定時株主総会におきまして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）をご承認いただき、以後当社定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって本プランを継続してまいりました。

本プランの有効期限は平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 97 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっておりますが、当社は、本日開催の当社取締役会において、有効期限満了をもって本プランを継続しないことを決議いたしました。また、本プランの非継続にともない、本定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本プランの非継続について

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として、本プランを導入し継続してまいりました。

しかしながら、本プラン導入以後、社会・経済情勢、市場の動向をはじめ、当社を取り巻く経営環境は大きく変化してまいりました。また、金融商品取引法による大量取得行為に対する規制も整備され、株主の皆様あるいは当社取締役会が、適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本プランの目的も一定程度担保されるようになりました。

このような状況の下、買収防衛策に対する株主・投資家の皆様のご意見や市場の評価等も考慮し、今後の本プランの取扱いについて慎重に検討した結果、有効期限満了をもって本プランを継続しないことといたしました。

なお当社は、引き続き、当社グループの企業価値向上に向けた取組みを進めるとともに、当社株式について大規模買付行為を行いまは行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

## 2. 定款一部変更について

### (1) 定款変更の目的

本プランは本定時株主総会終結の時をもって有効期限満了となりますが、本日開催の当社取締役会において、有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議したため、関連する条文である、第7章 買収防衛策 第41条（大規模買付行為に関する対応策）および第42条（新株予約権無償割当ての決定機関）を削除するものであります。

### (2) 定款変更の内容

現行規定	変更案
第7章 買収防衛策	(削除)
(大規模買付行為に関する対応策) 第41条 当社は、取締役会の決議により買収防衛策として、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「対応策」という。）を定めることができる。取締役会が対応策を定めたときは、その後初めて行われる定時株主総会の決議をもって承認を得なければならない。	(削除)
(新株予約権無償割当ての決定機関) 第42条 新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。	(削除)

### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成29年6月29日（木）
定款変更の効力発生日（予定）	平成29年6月29日（木）

以 上